

## 論文審査の結果の要旨

申請者氏名      ひもと じゅんや  
                         樋本 淳也

---

今日のインドネシアでは、住民と政府機関・企業との間で土地紛争が多発している。これまでインドネシアの土地紛争の主な原因は、土地登記の未整備や、第2代大統領スハルトのその強権体制(1966～98年)による開発を優先した土地収用にあると考えられてきた。それに対して本論文では、(1)土地登記事業の遂行だけでは解決できない植民地期からの土地権の錯綜、(2)初代大統領スカルノ期(1945～66年)の植民地期土地法制の改変過程における土地政策という2点に土地紛争を誘発する要因があることを示した。

インドネシアの土地紛争を土地権の視点から、2つの類型に分類した。第1の類型は、法的に土地権が証明できないために、土地権の帰属が問題となっている土地紛争である。第2の類型は、法的に土地権が認められている住民の土地をめぐる土地収用手続きが問題となっている土地紛争である。第1の類型は、さらに2つの類型に分けられる。第1は土地権の実際の帰属関係が明確で、もし実効性のある土地登記プロジェクトが行われていれば、土地権の帰属をめぐる紛争は未然に防げてたであろう土地紛争である。第2は、複数の当事者が同一の土地に対して何らかの正当性をもって土地権を主張するなどして、土地の所有や利用についての権利関係が錯綜しており、土地登記プロジェクトの遂行だけでは土地権の確定が困難な土地を含む土地紛争である。

第1章で現行の1960年土地基本法について検討した。この法律は植民地期の土地法制を全面的に改めるために公布されたのである。植民地期土地法制の下での政治経済的問題であった農園と住民との間での土地問題が、独立後から1950年代にかけて再燃したことに対応する必要もあったことを指摘した。

第2章では、第1に、植民地期の農園と現地住民の土地権について概観した。第2に、1950年代前後から1960年代前半までの農園と農民をめぐる土地問題に関する法令を検討した。そして第3に、スハルト期以降に問題となる土地収用関連法令を検討して、土地収用過程において住民の土地権の法的効力が弱くなった歴史的背景を考察した。

第3章では、前章での法制史の分析を踏まえて、中ジャワ州における3件の土地紛争の事例についてケース・スタディーを行った。第1の事例は、植民地期以来の歴史を有し、独立後に住民の不法占拠問題を抱えることとなったパギララン農園である。植民地期の旧パギララン農園の土地権は住民占有地上の賃借権であったという住民側の主張と、国有地上に交付される永借地権であったという農園側の主張とが対立している。これは、土地権の帰属が問題となっており、かつ土地利用の権利関係が歴史的な経緯のために錯綜していることが問題を複雑化させている事例である。第2の事例は、土地収用の手続きに問題のある事例として分類できるクドゥン・オンボダムである。この事例には、住民の弱い土地

権の問題も付随している。第 3 のマルゴラ大理石企業の事例も、住民所有地の取得手続きに問題があったと考えられる事例である。この事例でも、住民の弱い土地権のため、住民側は土地権を法的に主張することが出来ないでいる。またスハルト政権崩壊後の地方分権化により、法律上は企業の操業許可権限が州知事から県知事に委譲されたが、県知事は土地紛争を解決することが出来なかった。

スハルト期またはスハルト政権崩壊後に表面化した 3 事例の土地紛争を、第 2 章での法制史分析を踏まえて考察することにより、どの事例においても、スハルト期の土地政策だけでなく、植民地期およびスカルノ期の土地政策の影響が根底にあることを明らかにした。

以上、本論文においては、インドネシアの土地権関連法令とその付属書の整理と分析および 3 つの事例に関するフィールド・ワークを通じて、今日のインドネシアで多発する土地紛争の法制史上の意味づけを、植民地期およびスカルノ期にまでさかのぼって明らかにした。この分析成果は、学術上、応用上資するところが少なくない。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。